

平成26年 7／23（水）

会場 青森県観光物産館アスパム

9階会議室「南部」

（青森市安方1-1-40）

時間 14:00～16:00（開場：13:30）

主催 総務省 東北総合通信局

参加無料

通信手段の一つである信書の送達の事業は、平成15年4月に信書便法（「民間事業者による信書の送達に関する法律」）が施行され、郵便事業とは別の信書便事業として制度化され、民間事業者が信書便事業へ参入し、創意工夫を凝らした信書の送達サービスが提供されています。

本説明会は、第1部で信書便制度とはどのようなものか、信書便事業の現状等について、第2部では事業許可の申請手続き等について説明します。この機会に是非ご参加いただき、信書とは何か、信書便事業とはどのようなものかご理解いただければと思います。

（内容）

第1部（利用者・運送事業者等対象） 14:00～15:10

1. 信書便制度の概要
2. 信書の定義及び信書に該当・不該当の具体例
3. 信書便事業の現状とサービス（利用）事例

第2部（事業参入希望者対象） 15:20～16:00

1. 特定信書便事業の規律
2. 特定信書便事業の申請書類と記載事項
3. 事業開始以降の遵守事項



（申込方法）

1. FAXでお申込みの場合 FAX番号:022-221-0612

【別紙2】参加申込書に必要事項を記入し、東北総合通信局 信書便監理官宛先に送信してください。

2. Eメールでお申込みの場合 メールアドレス「tohoku-shinshobin_@_soumu.go.jp」

件名を「信書便制度説明会参加希望」とし、【別紙2】参加申込書の内容を入力し、送信してください。

※ 迷惑メール対策をしております。送信の際は上記アドレスの_@_を@に置き換えて送信してください。

※ 申込み時にお知らせ頂いた個人情報は、目的外で利用することはありません。

また、使用後、速やかに破棄いたします。

3. 受付期間は平成26年7月17日まで。

なお、定員45名（申込順）になり次第、締め切らせていただきます。

（お問い合わせ）

総務省 東北総合通信局

信書便監理官 和智 TEL 022-221-0631